



## 再生可能エネルギー計画、外資 100%に開放へ

2022 年 11 月

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン法弁護士 Cainday, Jennebeth Kae

シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士 栗田 哲郎

### 第1. はじめに

フィリピンでは、天然資源の探査・開発・利用を伴う事業への外資の参入は、わずか 40%に制限されています<sup>1</sup>。フィリピン国内のエネルギー生産量は十分ではないため、輸入エネルギーへの依存率を縮小する上で、このような制限は障害の一つとなっています。

国産エネルギーには、再生可能エネルギー（地熱、水力、風力、太陽光など）と化石燃料が含まれます<sup>2</sup>。発電量を見ると、地熱や水力を主体とする再生可能エネルギーの割合は、2010 年の 26%から 2019 年には 21%に減少しています。この減少は、フィリピンで石炭発電が大幅に増加したことが主な原因です<sup>3</sup>。フィリピンは天然資源が豊富であるにもかかわらず、国内生産量が不足しており、その不足分を輸入エネルギーで大きく補っているのが現状です。そのような状況を背景に、国家再生可能エネルギー計画（NREP<sup>4</sup>、2020-2040）では、2030 年までに再生可能エネルギーの割合を少なくとも 35% レベルに戻し、2040 年までに少なくとも 50%まで増加させることを目指しています<sup>5</sup>。

そのような中、2022 年司法省意見書第 21 号(Opinion No. 21, series of 2022, dated September 29, 2022, 以下「DOJ Opinion No. 21 s. 2022」という)【<https://www.doj.gov.ph/opinion.html>】が発表されました。同意見書により、司法省(Department of Justice (DOJ))としては、太陽光、風力、水力、海洋・潮流エネルギーの探査、開発、利用は、憲法第 12 条第 2 項に基づく外国資本 40% 制限の対象とはならないとの考えが示されました。これを受け、2008 年再生可能エネルギー法 (Renewable Energy Act of 28、共和国法第 9513 号、以下「再生可能エネルギー法」という) の施行規則(Implementing Rules and Regulations)の規定が改訂される予定ですので、今回は、再生可能エネルギーの外資開放の動きについてお知らせいたします。



### 第2 再生可能エネルギーに対する外国投資

<sup>1</sup> Section 2, Article XII, 1987 Constitution; 12<sup>th</sup> Regular Foreign Investment Negative List, List A, no. 16

<sup>2</sup> DOE, Primer on the Energy Balance Table (EBT) of the Philippines, page 2-3

<sup>3</sup> NREP, 2020-2040 p. 1

<sup>4</sup> National Renewable Energy Program

<sup>5</sup> NREP, 2020-2040 p. 15



現在、再生可能エネルギー法の施行規則では、再生可能エネルギー計画の探査、開発、利用への外国人の参加は 40%に制限されています。DOJ Opinion No. 21 s. 2022 の発表を受け、エネルギー省の担当者は、再生可能エネルギー法の施行規則の改正により、11月末までに再生可能エネルギー分野を 100%外資に開放したいとの意欲を示しています。

## 1. 再生可能エネルギー法施行規則

再生可能エネルギー法施行規則（規則 6 条 19 項）によれば、水、海流、風による運動エネルギー、太陽光、海洋地熱、バイオマスによる熱エネルギーは、国がこれを所有することとされ、私的所有が認められていません。

また、天然資源の探査、開発、生産、利用は、国の完全な管理・監督下に服さなければならぬと定められています。施行規則では、政府自らがそのような活動を行う場合のほか、フィリピン国民、またはフィリピン人が 60%以上所有する企業や団体と共同事業、合弁事業として行うことが認められています。また、外国の再生可能エネルギー開発事業者も、政府との再生可能エネルギー業務委託・運営契約を締結することにより、再生可能エネルギー開発事業を行うことができるとされていますが、外国資本の参入上限を 40%に制限するフィリピン憲法第 12 条第 2 項の適用対象となることも指摘しています。

かかる規定の解釈について、エネルギー省から司法省に対して法的見解の照会がされました。

## 2. DOJ Opinion No. 21 s. 2022

司法省は、DOJ Opinion No. 21 s. 2022において、資源が枯渇することのない再生可能エネルギーの探査、開発及び利用については、憲法第 12 条第 2 項が定める外国資本 40% 制限の対象とならないとの見解を示しました。外国資本 40% 制限の対象となる「天然資源」に、太陽、風、水力、海洋・潮力は含まれないことが示されました。

したがって、外国人及び外国企業による太陽光、風力、水力、海洋・潮力エネルギーの探査、開発、利用は、憲法上許容されているとの見解が示されました。

ただし、法務省は、DOJ Opinion No. 21 s. 2022 の解釈を適用するためには再生可能エネルギー法及び施行規則の改正が必要であるとしています。また、水源から直接、発電のために水を利用することをフィリピン国民または フィリピン人が 60%以上所有する法人に限定した水法、および最高裁判所の判決は、これらが廃止または撤回されない限り、引き続き効力を有するもの述べています。

## 第3 最後に

前述の通り、現在、再生可能エネルギーの探査・開発・利用は、政府及びフィリピン国民との共同プロジェクト、またはフィリピン人が 60%以上所有する企業に限定されています。但し、再生可能エネルギー法の施行規則が近々改正され、DOJ Opinion No. 21 s. 2022 に基づき、再生可能エネルギー事業における外国人の 100% 所有が認められる見込みです。



引き続き、当事務所のニュースレターにおいてもアップデートをしていく予定です。

### 【2023.1 追記】

本号に関連して、エネルギー省は、Republic Act No. 9513（「2008 年再生可能エネルギー法」）施行規則（Department Circular No. DC 2009-05-0008）第 19 項の改正に関する Department Circular No. DC2022-11-0034<sup>6</sup>を発行し、フィリピン政府が、フィリピン国民又は外国人、並びにフィリピン企業又は外国企業と、再生可能エネルギーの探査、開発、生産、利用サービスや運用契約について直接引き受けることができるよう修正すべきと勧告しました。

#### ◆ One Asia Lawyers Group◆

**One Asia Lawyers Group** は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーフームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

#### ＜著 者＞



難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士

国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。

<sup>6</sup> <https://www.doe.gov.ph/sites/default/files/pdf/issuances/dc2022-11-0034.pdf>



	<p><a href="mailto:yasuaki.nanba@oneasia.legal">yasuaki.nanba@oneasia.legal</a></p> <p>06-6311-1010</p>
	<p>栗田 哲郎</p> <p><b>One Asia Lawyers Group 代表</b></p> <p><b>シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士</b></p> <p>日本の大法律事務所に勤務後、シンガポールの大法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&amp;A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。</p> <p><a href="mailto:tetsuo.kurita@oneasia.legal">tetsuo.kurita@oneasia.legal</a></p> <p>+65 8183 5114</p>
	<p>カインダイ ジェネベス ケイ</p> <p><b>Cainday, Jennebeth Kae</b></p> <p><b>フィリピン法弁護士</b></p> <p>フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザリーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。</p> <p><a href="mailto:cainday.jennebeth@oneasia.legal">cainday.jennebeth@oneasia.legal</a></p>